



始



師道高等學校圖書館概要

278
335

目次

一、沿革略

二、圖書目錄

三、閱覽手續

四、閱覽室

五、辭典、參考書

六、新聞、雜誌

七、圖書館規則、附特別級圖書二關又八內規

同館

寄贈本



師道高等學校圖書館概要

沿革略

R
017.4
SH 26
278
335

師道高等學校圖書館は康徳元年六月、文教部内に開設籌備處の設けられてより、學校圖書の必要を認め、之が購入に着手したのが其の濫觴にして、其後同年八月本校開設以來着々購入充實を圖り來つたのであつたが草創の際未だ充分なる處理を爲す能はず、從而學生をして之を閲覧せしむるに至らなかつた。

翌二年七月司書着任以來次第に整理も進捗し康徳三年六月一日より假目録に依り學生の閲覧を開始し、爾來圖書の充實と目録の完成に伴ひ康徳四年七月一日を以て現行圖書館規則を制定して閲覧方法を定め、圖書の運用並に保管に關し遺憾なき體裁を整へるに至つた。

藏書は康徳五年十二月末現在に於て、購入、受贈書を合せて二萬八千五百十九冊、此の總價格三萬四千七百

六十五圓八角七分整に達し、之を部門別に表示すれば左表の如くである。(A表参照)

教職員並に學生の閲覧も逐年増加の傾向にあり、康徳五年五月以降六年三月迄十ヶ月間(六年一月を除く)の閲覧統計は左表の如くである。(B及C表参照)

(A) 藏書冊數及價格
科別統計

(廣德 5 年 12 月 末 現 在)

	總 記	精神 科學	歷史 科學	社會 科學	自然 科學	工 藝 學	產 業 學	美 術 學	語 學	文 學	合 計	
冊	購 入	9997	3856	4729	2831	1065	218	281	706	757	1612	26052
	受 贈	106	112	1550	303	78	7	59	64	66	122	2467
數	小 計	10103	3968	6275	3134	1143	225	340	770	823	1734	28519
價	購 入	36329.55	264.95	9834.99	4064.88	2519.24	634.18	467.31	1524.08	2754.29	1521.63	32218.40
	受 贈	184.73	86.94	1406.15	232.31	160.60	3.55	61.10	308.60	32.40	71.09	2547.47
格	小 計	381768.53	51.89	11241.14	4297.19	3679.84	637.73	538.31	1832.68	2786.69	1592.72	34765.87

(B). 閱覽統計

廣德 5 年 5 月 至 廣德 6 年 3 月 (除 6 年 1 月)

種 別	教職員	學 生								其 他	合 計	
		1	2	3	4	5	6	7	8			
國 人	人 數	14	54	96	61	46	27	13	9	0	320	
和 漢 書	冊 數	17	93	197	112	56	43	21	12	0	551	
洋 人	人 數	7	7	2					9		16	
閱 覽 書	冊 數	7	8	2					10		17	
人	人 數	477	1080	1274	570	861	773	334	298	225212	6	5695
冊	冊 數	1066	1721	2148	939	1247	1286	562	481	298403	12	9501
和 漢 書	人 數	23	1	6	1	5	2	2				43
洋 書	冊 數	41	1	14	1	7	3	4				71

(C) 閲覽冊統計

康徳5年5月至康徳6年3月(除6年1月)

學科別員	總記		精神科	歷史科	社會科學	自然科學	工藝學	產業	美術	語言學	文學	合計
	教職員	生										
閱	0	1	1	6	1	0	0	0	6	8	23	
學	157	31	119	99	87	2	1	26	24	9	545	
覽	小計	157	29	120	105	88	2	1	26	36	17	568
貸	教職員	76	175	138	189	.206	15	8	159	75	86	1127
學	生	3395	409	912	1085	1503	83	32	494	277	255	8445
出	小計	3471	584	1050	1274	1709	98	40	653	352	341	9572

圖書田錄

図書館の書籍を借覧しようとする場合には、豫め所要の図書の書名を知つてゐる場合と、一つの事項について何か適當な書物を求めやうとする場合とがある。

前者の場合の爲には書名目録が、後者の爲には分類目録がこの図書館に備へてある。

閲覧者は先づ之を使用して所要の図書を検出するのである。

それで、図書館を利用するには、此等の目録の組織を理解してゐなければならぬ。

但し、新に図書館に受入した図書は當分の間新刊書棚に陳列してあるから、目録を検索する必要無く、直接に之を求めることが出来る。

又此等の目録は図書カードを以て編成してあるからカードの読み方に習熟しなければならぬ。

例へばカードの左肩を半円形に截断したものは叢書、全集等の内容細目カードであり、又普通のカードの書名の下部に括弧に入れて何々叢書第幾巻等とあるのは是等の内容細目を箇々に分出した分出カードである。閲覧票には番號と共に此を正しく記入せねばならぬ。

分類

一般に本館では分類目録によつて検索するのが建前になつてゐる。

この目録は「日本十進分類法」に準據して、図書カードを次の十門に大別し、更に綱目節に細分排列したもの

のである。

よつて、分類目録を使用する爲には、「日本十進分類法」の體系の概要を知つてゐる必要がある。

○門 總 記、一門から九門までの何れにも屬さず、或は何れをも含むものが收められてゐる。百科辭典、類書、叢書、新聞雑誌、隨筆等の如きものである。

1門 精神科學、哲學、宗教等に關するものを收める。

2門 歷史科學、全ての國、全ての時代の歴史、傳記、地理及紀行書等を入れてある。但し特殊部門の歴史、傳記は夫々の部に、例へば美術史、美術家の傳記は第七門美術の部に入つてゐる。

3門 社會科學、政治、法律、經濟、社會等に關するものの外、教育學、民俗學、軍事關係のものをこの中に入れる。

4門 自然科學、數學、物理、化學、生物學、醫學等。

5門 工藝學、土木、建築、機械、電氣等凡ゆる種類の工學及工業と家政に關するものが茲に含まれてゐる。

6門 農業、農業、林業、畜產、水產、商業等の外交通、通信等に關するものも茲に併せてある。

7門 美術、書、畫、彫刻、印刷、工藝美術等のみならず、音樂、演劇及び運動競技の圖書も此の部門にある。

8門 語學、日本語、英語、德語等、言語別に分つてある。

9門 文學、小説、詩歌等文學形式によらずして、語學に於ける區分と同様の順序を以て各國別に分つてある。

歐文圖書は内容に應じて以上の目録に加へると共に、別にアルファベット順によつて纏めてある。

書名に依つて所要の圖書を検索するためし、別に書名目録が設けてある。此の目録は和漢書の書名をローマ字綴となし之をアルファベット順に排列したものである。

叢書、全集類については、夫々の内容圖書の細目を掲出してある外、主なるものは別に内容圖書箇々のカードが分出してある。

全て、目録カードの左上部に印してある記號は圖書閲覧の際、借用證や閲覧票の「圖書記號」欄に記入を要するものであるが、此は其の圖書が書庫の何の棚に排列されてあるかを示すものであつて、殊に、その上段の數字は番號ではなく、一つ一つの數字が、その圖書の内容を示す記號であるから、間違なく明瞭に、閲覧票に記入せねばならぬ。若し不明瞭であるとか、省略してあると所要の圖書は出て來ないであらう。

閲 覧 手 繢

圖書の閲覧は閲覧室に於てするものと、一定の日數間帶出するものとの二種がある。何れも、別項「圖書館規則」を參照せられたい。

目録によつて、所要の圖書を検出すれば、閲覧票又は借用證の用紙を請求しこれに必要事項を記入して係員に差出し、貸渡を待つのである。閲覧後、圖書を返納するときは右の用紙に係員の收納の證印を得なければならぬ。そこで敏速正確に返納を終る爲には、用紙の左肩にある番號を記憶して居ることが必要である。

閲 覧 室

閲覧室は目下次の如く分れてゐる。

教官閲覧室
学生閲覧室
閱報書室

以上の閲覧室に於ては容儀を整へ静肅を守り、借覧の圖書は丁寧に取扱はねばならぬ。

辭 典 參 考 書

辭書室には辭典、年鑑の類を設備し、學生自習の爲、自由閲覧に供してゐる。此等の辭書を許可なく室外に帶出することは禁せられてゐる。又使用後は常に書棚内の原位置に返還して置かねばならぬ。主なる辭典類には次の如きものがある。

國民百科大辭典
大古事辭類
廣岩波哲學文辭典
佛敎大辭典
日本地名大辭典
中國古今地名大辭典
社會科學大辭典
支那法制大辭典

大百科事典
新支那大辭典
古今圖書集成
大國史大辭典
中華人名大辭典
西洋人名大辭典
大辭典
海鏡典
成海鏡典
大辭典
中華人名大辭典
西洋人名大辭典
大辭典
大辭典
大辭典
大辭典
九典

世界文藝大辭典
朝支那日本年年鑑
十五經索引引

康熙字典
支那學藝大辭彙
日本文學大辭典
滿洲年鑑
法律年鑑

Encyclopaedica Britannica. 10th ed.

Muret & Saunders; Enzyklopädisches Woerterbuch.

Oxford English dictionary

Giles; Chinese-English dictionary.

Harrap's Standard French & English dictionary.

Concise universal biography.

Minerva.

新聞雑誌

新聞は閲報室に展列してある。現在の處、次の十種である。

東京日日新聞	大阪朝日新聞	新潟日日新聞							
東京日日新聞	大阪朝日新聞	新潟日日新聞							
東京日日新聞	大阪朝日新聞	新潟日日新聞							
東京日日新聞	大阪朝日新聞	新潟日日新聞							
東京日日新聞	大阪朝日新聞	新潟日日新聞							

現在繼續中の主なる雑誌には次の如きものがある。(○印は寄贈本)

○東國公信滿地史哲心文中	○東京林時新報	○東京日日新聞	○東京日日新聞	○東京日日新聞	○東京日日新聞	○東京日日新聞	○東京日日新聞	○東京日日新聞	○東京日日新聞
亞經濟研	理學學	藝學學	哲學學	心理學	教育學	教育學	教育學	教育學	教育學
家學會	國際	民教	洲教	洲教	春教	春教	秋研	秋研	秋研
經濟研	研究	研究	研究	研究	研究	研究	論	論	論
究	志	志	志	志	志	志	論	論	論
○善經外文學	○奉哲歷地學	○東教西倫理講演集	○丁洋文研						
濟學	部交	校理	哲學	教育	教育	教育	文化	文化	文化
時論	時時	時時	研究						
隣集報	報	報	報	報	報	報	報	報	報

新聞紙は弱いのに閲覧は烈しいから、出来るだけ丁寧に取扱はねばならぬ。

新刊雑誌は書室内の書棚に陳列してある、但し二ヶ月を経過したものは普通圖書と同様に分類、整理してあるから之を閲覧するには目録によつて検索して請求しなければならぬ。

滿洲行政資料報月刊
內務部資政司編印
東北經濟雜誌社編印
東京物理學校雜誌社編印
日本數學物理學雜誌社編印
大陸科學院彙報社編印
東京醫事新報社編印
植物學雜誌社編印
電氣工程學雜誌社編印
工藝二二一出版社編印
學校體育競賽研究會編印
英語和國文鑑賞學會編印
解説書籍編印

○ 滿洲詐論
○ 弘宣半月報
○ 滿鐵調查月報
○ 工業數學會雜誌
○ 日理月數學會雜誌
○ 本化學學會雜誌
○ 昆蟲學學會雜誌
○ 動植物學雜誌
○ 大陸科學院研究報告
農工自業化學校衛生誌
本學化學學校衛生誌
世界誌
農工自業化學校衛生誌
本學化學學校衛生誌
世界誌
農工自業化學校衛生誌
本學化學學校衛生誌
世界誌

國 文 語 文 操 音 育 本 國 語 文

十五

師道高等學校圖書館規則

十六

第一章 總 則

第一條 師道高等學校圖書館ハ師道高等學校所屬圖書ノ管理ニ關スル事務ヲ掌ル
第二條 本館ノ管理スル圖書ヲ分チテ左ノ二種トシ凡テ本館内ニ收藏ス

一、一般圖書

二、特別扱圖書

第三條 本校教職員學生及圖書借受ノ特許ヲ得タル者ハ本館所藏ノ圖書ヲ借覽スルコトヲ得
第四條 開館ハ閉館日ヲ除キ左ノ時限ヲ以テス、但シ時宜ニヨリ伸縮スルコトアルヘシ
平 日 自始業時至午後六時
土 曜 日 自始業時至正午

二、祝祭日及臨時休業日

三、夏季休業 冬季休業

四、圖書借受

第六條 本校教職員ハ書庫ニ入り圖書ヲ検索スルコトヲ得

前項入庫ノ際ハ之ニ先チ本館係員ニ申出ツヘシ

第七條 書庫内ニ入りテ圖書ヲ検索スル際圖書ノ位置ヲ錯亂セサルハ勿論出納者ノ障礙ヲナサ、ル様注意スヘシ

第二章 閱 覧

第八條 本校教職員學生及特ニ圖書科長ノ許可ヲ得タル者ニシテ圖書ヲ閱覽セントスル者ハ所定ノ閱覽票ニ書名番號所屬姓名等ヲ詳記シ係員ニ差出シ貸渡ヲ待ツヘシ

第九條 閱覽者ハ一時ニ三冊以上ヲ借受クルコトヲ得ス、但シ一旦返納ノ上更ニ借受スルハ妨ケナシ
第十條 閱覽者ハ閱覽室ニ於テ左ノ事項嚴守ノ上閱覽スヘシ

一、容儀ヲ整ヘ絶對禁煙ノコト

二、靜肅ヲ守リ音讀雜談等他人ノ妨害トナルヘキ行爲ヲナサ、ルコト
三、清潔ヲ旨トシ備付ノ圖書、器具等ヲ汚損セサルコト
四、圖書利用ニ資セサル携帶品ヲ持込マサルコト

第十一條 閱覽者ハ所定ノ時間迄ニ必ス圖書ヲ返納スヘシ

第三章 帶 出

十七

第十二條 本校教職員ハ本館所藏ノ一般圖書ヲ帶出スルコトヲ得

前項ノ帶出ハ十五部三十冊以内トシ三ヶ月以内ニ返却スヘシ

第十三條 本校學生ハ各班主任ノ保認ニヨリ圖書科長ノ許可ヲ經テ本館所藏ノ一般圖書ヲ帶出スルコトヲ得

前項ノ帶出ハ二冊以内トシ三日以内ニ返却スヘシ

第十四條 木校教職員及學生以外ノ者ニシテ校長ノ特許ヲ得タル者ハ木館所藏ノ一般圖書ヲ帶出スルコトヲ得

前項ノ帶出ハ五冊以内トシ二十日以内ニ返却スヘシ

第十五條 第九條及第十二條乃至第十四條ニ定ムル冊數ハ洋裝ノモノニ付テ之ヲ定メ和漢裝釘ノモノハ三冊ヲ以テ、幅或ハ帙ヲ成スモノハ一幅又ハ一帙ヲ以テ各一冊ト見做ス

第十六條 帶出ハ總テ本館所定ノ手續ニ據ルヘシ

一般圖書ト雖モ本館ノ必要ニ依リテハ帶出ヲ謝絶スルコトアルヘシ

第十七條 帶出シタル圖書ハ總テ之ヲ他人ニ轉貸スルコトヲ許サス

第十八條 帶出圖書ハ借受ケ期間ト雖モ圖書科長ニ於テ必要ト認メタル場合ハ返却ヲ要求スルコトアルヘシ

第十九條 第二條第二號ニ屬スル圖書ハ特別ノ場合ヲ除キ帶出ヲ許サス

第二十條 本校教職員ハ教授上又ハ執務上特に必要ヲ生シタルトキハ前諸條ニ規定セル制限外ニ本館所藏ノ圖書ヲ帶出スルコトヲ得

前項帶出セントスルトキハ特ニ校長ノ許可ヲ受クヘシ

第四章 雜則

第二十一條 圖書ヲ帶出シテ期限迄ニ返却セサル者ニ對シテハ督促シ又ハ之ヲ保認シタル教官ニ返却ヲ求ム尙返却セサル者ニ對シテハ本館ノ利用ヲ停止又ハ禁止シ且其ノ情狀ニヨリ別途ノ處分ニ移ス

第二十二條 借受ケタル圖書ヲ紛失シ或ハ毀損汚染シ又ハ本館ノ設備ニ損害ヲ加ヘタル者ニ對シテハ同一ノ圖書又ハ相當ノ金額ヲ以テ之ヲ辨償セシム

第二十三條 本館ニ圖書ヲ寄託セントスル者アルトキハ其ノ需ニ應スルコトアルヘシ、但シ寄託ヲ受ケタル圖書ハ本館所藏ノ圖書ト同一ノ取扱ヲナスモノトス

第二十四條 第二條第二號ニ屬スル圖書ノ取扱ニ付テハ別ニ規程ヲ定ム

附則

第二十五條 本規則ハ康徳四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

特別扱圖書ニ關スル内規

一、本館規則第二條第二號ニ屬スル圖書ハ左ノ如シ

(一)貴重圖書

(二)辭書類

(三)到着後二週間ヲ出テサル圖書

(四)新聞雜誌定期逐次刊行物等

(五)其他特別扱ノ必要アル圖書

二、特別扱圖書ハ帶出ヲ許サス、但シ教授參考其他特ニ本館ニ於テ必要ト認メタル場合ハ此ノ限ニ非ス

三、貴重圖書ハ本校教職員及圖書科長ニ於テ適當ト認メタル者ニ限り閱覽ヲ許ス

四、辭書類ハ辭書室ニ備付ケ置クヲ以テ開館中各自自由ニ利用スヘシ、但シ同一辭書二部以上アルモノハ事情ニヨリ貸出ヲ許可スルコトアルヘシ

五、到着後二週間ヲ出テサル圖書ハ別架ニ備付ケ各自ノ需ニヨリ閱覽ニノミ應ス

六、新聞雜誌定期逐次刊行物等ハ各所定ノ室內ニ於テ閱覽シ閱覽終ラハ元ノ場所ニ置クヘシ、但シ二ヶ月ヲ経過セル雜誌類ハ一般圖書ト同一ノ取扱ヲナス

七、其他特別扱ノ必要アル圖書ノ取扱ニ付テハ圖書科長適宜之ヲ定ム



278
335

終

